



マチレット

2023
駒ヶ根市

あなたの 空き家 大丈夫ですか？



平成27年5月から
**空家等対策の
推進に関する特別措置法**
が施行されました。

いつでも第三者が侵入
できるような空き家、
面倒だからと**放置**
していませんか？



放置したままだと大幅な**税額の上昇**に
つながる可能性があります。

駒ヶ根市の空き家、適切に管理していますか？

空き家を放置したままだと起こる問題・危険性、管理することで生まれるメリット、
駒ヶ根市での空き家の活用方法をわかりやすく紹介します！

本冊子は、空家対策に関係する多くの企業のうち冊子内に広告を掲載している企業の協賛により市に寄贈されています。

空き家の活用を考えてみませんか？

「空き家を相続したけど、どうすればいいのかわからない…」「空き家を持っているけど何から手を付ければいいのか？」と空き家の悩みは尽きません。まずは自分の持っている空き家の現状を把握し、自分が何をしたいといけないのか確認しましょう。

まずは現状を把握しましょう

☑ 相続登記は済んでいますか？

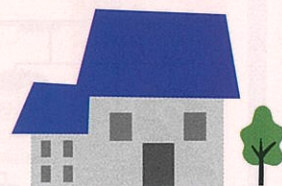
空き家を適切に管理・処分するためには、まず相続登記が必要です。弁護士や司法書士へ相談しましょう。

☑ 特定空家等の対象ではありませんか？

特定空家等に指定された場合、早急な対応が必要です。まずは不動産会社へ相談しましょう。

☑ 家の中は片付いていますか？

家の中にまだ家具・家財がある場合は、不用品の処分からはじめましょう。



建物を残して活用する

● 資産運用する

例) 賃貸経営、民泊事業等

- ・駒ヶ根市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する



● 売却する

- ・駒ヶ根市空き家バンクへ登録する
- ・不動産会社へ相談する

無料で空き家の査定をしてくれる企業もあります。まずは相談してみましょう。

● 自分たちで住む

例) リフォーム、リノベーション、古民家再生等

- ・リフォームやリノベーション等を専門としている企業へ相談する

建物を解体して活用する

解体する…解体業者へ相談する



空き地になったら

● 資産運用する

例) 駐車場経営・アパート経営等

- ・賃貸業者等へ相談する
- (無料相談会を実施している企業もあります)

● 売却する

- ・不動産会社へ相談する



空き家の活用方法がはっきりしていない

「所有している空き家を手放したくない…」
「将来的に住む可能性がある…」
「空き家の活用を考えているけど、すぐにはできない…」等

適切な管理
をしましょう



家は人が住まなくなるとすぐに傷んでしまいます。空き家の管理に悩んだら、シルバー人材センター等の空き家を管理している企業や、市役所へ相談してみましょう。

相続登記

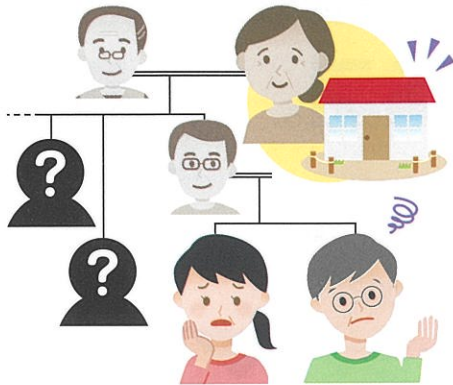
お済みですか？

そもそも相続登記って…？

相続登記とは、不動産の所有者が亡くなった場合に、土地・建物の名義を相続人の名義に変更する手続きのことです。



相続登記をしないと…？



❗ 手間とお金がかかる！

相続を重ねることで、誰が相続人となるのか、調査に相当の時間がかかり、相続登記の手続費用や手数料も高額となる恐れがあります。

❗ 不動産を任意のタイミングで処分できない！

自己名義でない不動産は、売却したり、担保にすることが困難になります。

など、思わぬ不利益を受けることも…。

つまり、思い立った時に対応するのがベストです！

相続登記の手続きの流れ

法定相続分のとおり相続したケース

※法定相続分とは民法に定められた取り分のことです

相続の発生

STEP 1 必要書類の収集 申請のために必要な以下の書類をすべて用意します。

①相続が発生したこと及び相続人を特定するための証明書

- 被相続人(死亡した方)の戸籍謄本 ●除籍謄本
- 新たに相続人となる方の戸籍謄本 等

②相続人全員の住民票の写し

③登録免許税(通常は収入印紙で納付)

④委任状(代理人が申請する場合)

STEP 2 登記申請書の作成

相続人全員で申請書を作成する必要があります。

[手続きを代理人ひとりに委任することも可能です。]
※委任状必須

法務局HPよりダウンロードが可能です！

STEP 3 登記所へ申請

土地・建物を管轄する登記所に必要書類と登記申請書を提出し申請します。



自分の権利を大切にするとともに、次世代の子どもたちのためにも「未来に繋がる不動産の相続登記」をお忘れなく！

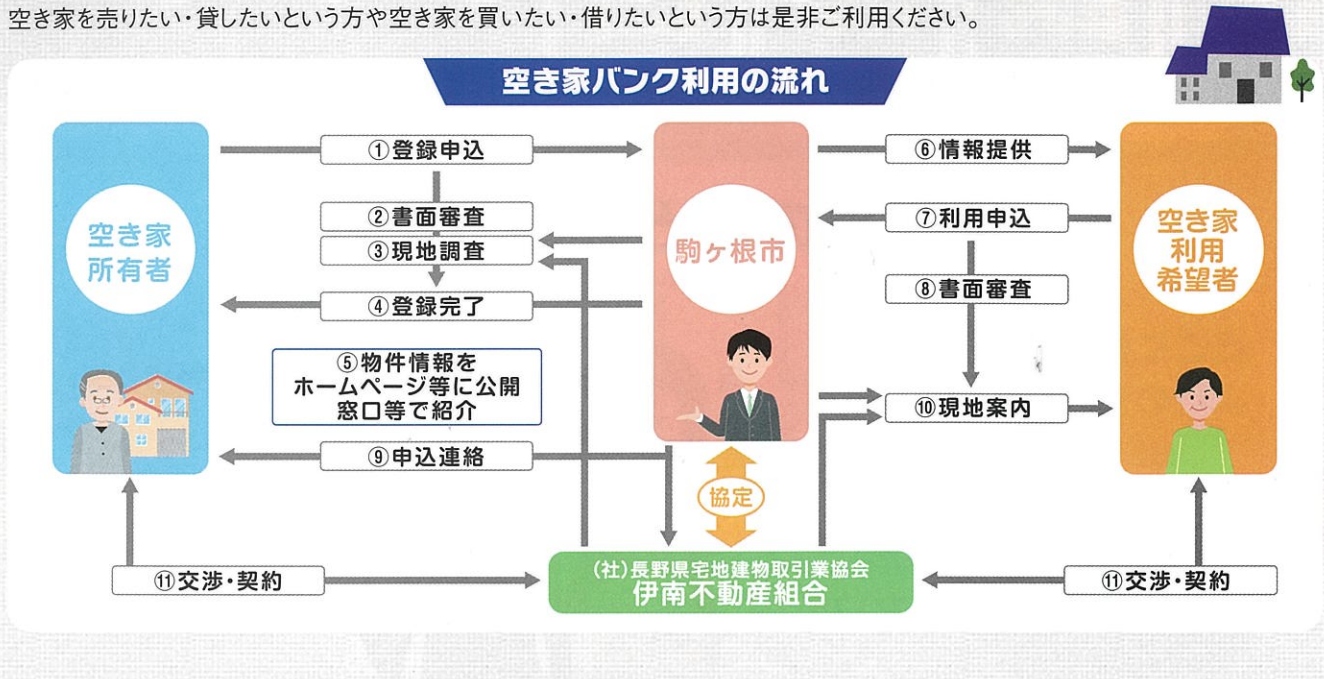
詳しい手続きは法務省HPまで

活用しよう! ~空き家バンク制度について~

空き家バンク制度とは、駒ヶ根市が伊南不動産組合と協定を結ぶことによって、空き家を売りたい・貸したい方と空き家を買いたい・借りたい方の橋渡しをする制度です。

物件を登録したい方に関しては、申請のあった物件を市とプロの不動産業者が調査を行い、物件についての意見がもらえ、また、物件を利用したい方に関しては、現地案内や駒ヶ根市の不動産情報について説明してもらえる制度です。

空き家を売りたい・貸したいという方や空き家を買いたい・借りたいという方は是非ご利用ください。



駒ヶ根市の空き家関係に使える補助金一覧

詳しくは市HPへ!



New

空き家改修等補助金

補助金額 経費の1/2、上限50万円

空き家バンクの登録物件を購入または貸借した方の改修工事費用補助対象費用の改修費用の一部を補助します



New

空き家バンク成約奨励金

奨励金額 10万円

空き家バンク物件の売買または賃貸借が成約した場合に、所有者の方に奨励金をお支払いします



空き家片づけ補助金

補助金額 経費の1/2、上限10万円

空き家の有効活用を促進し、空き家バンクへの物件登録推進を図るため、空き家バンク登録物件の片付けに係る経費の一部を補助します



移住者の住宅補助金

補助金額 20～100万円

※中古住宅の場合

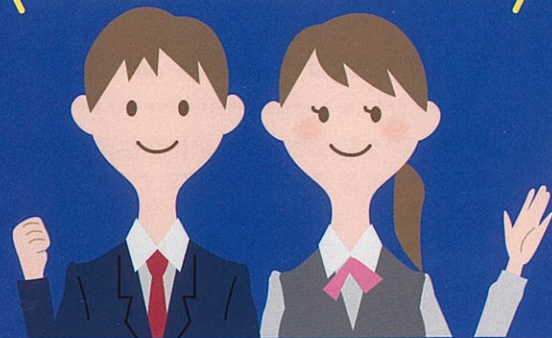
子育て世代の市内への定住を支援するため、市外から転入し中古住宅を購入する方、竜東地区に転居し中古住宅等を購入する方を対象に補助します
(新築の場合は、50～120万円の補助があります)



お気軽にご相談ください!

駒ヶ根市 空き家

相談窓口



空き家のことで困ったら

どこに相談したら
よいのかわからない…。

空き家の維持管理が
できないので壊したい…。



空き家を売りたい、
貸したい…。

中立的な立場で、相談に応じます

空き家に関する様々な相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。

空き家に関する相談窓口

空き家に関する相談内容をあらかじめ整理してからご相談ください。

駒ヶ根市役所 TEL/0265-83-2111 FAX/0265-83-1278
〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

空き家の解体・除却ほか空き家対策全般に関すること

都市計画課 景観建築係 ■メール/toshi@city.komagane.nagano.jp

空き家の活用、移住・定住に関すること

商工観光課 移住・交流促進室 ■メール/iju@city.komagane.nagano.jp



マチレットは、自治体から市民へ専門性が高い情報をよりわかりやすく確実に伝える、地域に寄り添う"マチのブックレット"です。

2023年8月発行

発行: 駒ヶ根市 編集・デザイン: 株式会社ジチタイアド

※本冊子の著作権を侵害する行為(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています